

国際交流サポートセンターボランティア登録制度 要綱

1 目的

この制度は、(一財)熊本市国際交流振興事業団(以下「事業団」という。)の設立趣旨を踏まえ、熊本市国際交流会館・国際交流サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)に国際交流サポートセンターボランティア(以下「サポートセンターボランティア」という。)を置くことにより、事業団の活動及び在住外国人や市民へのサービスを円滑かつ効率よく行うことを目的とする。

2 登録の対象者

- (1) 熊本市もしくは近郊に居住し、制度の趣旨目的を理解し、サポートセンターでのボランティア活動を積極的に参加できる18歳以上の者。
- (2) サポートセンターボランティアとして登録する者は、事前にオリエンテーションを受け、事業団が実施する研修を受講する者。

3 登録の申込

登録を希望する者は、別紙の登録申込書(様式1)に必要事項を記入し申し込むものとする。申込後の登録期間は1年間としその後は自動更新とする。

4 登録の取消

下記の場合は登録を取り消すものとする。

- (1) 本人から登録取消の申し出があったとき。
- (2) 登録者として、ふさわしくないと認められる事実が発生したとき。
- (3) 連絡不能になったとき。

5 活動内容

- (1) サポートセンターのインフォメーションコーナー及び交流ラウンジでの窓口業務。
- (2) 事業団及び交流ラウンジイベントの企画・運営補助。
- (3) 来館者への情報及び国際化推進サービス等。
- (4) 旅行者等短期滞在者向け日本語対応
- (5) その他、当事業団が認める活動。

6 守秘義務

登録者は、登録期間中に知りえた秘密事項について、当事業団の指示に従い、守秘義務を負うものとする。また登録終了後も同様とする。

7 経費負担

サポートセンターボランティアによる活動とし、交通費、食事代等は自己負担とする。但し、運営経費については事業団負担とする。

8 事故の際等の責任

- (1) 登録者については、事業団が加入する「市町村社会福祉協議会ボランティア活動保険」の適応を受けることができる。なお、このことは、登録者の自主的な「ボランティア保険」等への加入を妨げない。また、活動者は「くまもとボランティアの会」に加入し、活動する。(会規約は来館手続き時に別途配布。)
- (2) 登録者が業務上の事故等により被った損害については、上記補償を超えて当事業団には賠償の

責めはないものとする。

9 活動上の注意

- (1) 人権を侵害するような言動は決して行わない。
- (2) すべての人が不愉快な思いをしないよう、互いを尊重し、人間として公平・平等な関係を築けるよう努力する。
- (3) 活動中、政治的活動、宗教的活動、営業行為及び特定の思想普及等の行為は決して行わない。
- (4) ボランティア活動中に知り得た依頼者、外国人、他のボランティアのプライバシー及び個人情報（住所、電話番号、メールアドレス等）を許可なく第三者に漏らさない。
- (5) 上記注意事項を遵守せず、ボランティア活動に関連し起こった私自身の損害について、事務局、依頼者、及び他のボランティアなどに対し損害賠償を要求しない。

10 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、本人の許可なく当活動で必要とされる範囲外の目的では使用しません。個人情報は、①法律上公的機関への届出・提出が必要な場合、②事故等の緊急時、を除いて第三者へ提供しません。また、登録者より個人情報の開示、内容の訂正、追加、削除の求めがあった場合には、速やかに対応します。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成18年10月19日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。